

# 国際IP - VPNサービス契約約款

平成20年9月1日

K V H 株式会社



## 目 次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第3条 用語の定義	4
第2章 国際IP-VPNサービスの提供範囲	6
第4条 国際IP-VPNサービスの提供区間等	6
第5条 外国における取扱制限	6
第3章 国際IP-VPNサービスの種類	6
第6条 国際IP-VPNサービスの種類	6
第4章 IP-VPNサービス	6
第1節 契約	6
第7条 IP-VPNサービスの区分等	6
第8条 契約の単位	6
第9条 契約者回線等の終端	7
第10条 契約申込の方法	7
第11条 契約申込の承諾	7
第12条 最低利用期間	8
第13条 契約期間	8
第14条 区分等の変更	8
第15条 契約者回線等の増設又は廃止	9
第16条 移転	9
第17条 利用の一時中断	9
第18条 サービス利用権の譲渡	9
第19条 契約者が行う国際IP-VPN契約の解除	10
第20条 当社が行う国際IP-VPN契約の解除	10
第21条 IP-VPNサービスに係る休止	10
第22条 その他の提供条件	10
第2節 回線相互接続	10
第23条 当社又は他社の電気通信回線の接続	10
第3節 利用中止及び利用停止	11
第24条 利用中止	11
第25条 利用停止	11
第4節 通信	12
第26条 通信利用の制限	12

第5節 料金等	12
第27条 料金及び工事に関する費用	12
第28条 利用料の支払義務	13
第29条 工事費の支払義務	13
第30条 線路等設備費の支払義務	14
第31条 料金の計算方法等	14
第32条 割増金	14
第33条 延滞利息	14
第6節 保守	15
第34条 契約者の維持責任	15
第35条 契約者の切分責任	15
第36条 修理又は復旧の順位	15
第7節 損害賠償	16
第37条 免責	16
第5章 マネージドルータサービス	16
第38条 マネージドルータサービスの種類	16
第39条 契約申込の方法	17
第40条 マネージドルータサービスの増設又は廃止	17
第41条 最低利用期間	17
第42条 当社によるサービスの廃止	17
第43条 料金及び工事に関する費用	18
第44条 基本料の支払義務	18
第45条 マネージドルータ契約料の支払義務	18
第46条 当社の免責	18
第47条 その他の提供条件	19
第6章 雑則	19
第48条 承諾の限界	19
第49条 利用に係る契約者の義務	19
第50条 契約者以外の者の利用に係る契約者の義務	19
第51条 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等	20
第52条 法令に規定する事項	20
第53条 国際IP-VPNサービスの技術的事項及び技術資料の閲覧	20
第54条 閲覧	20
第55条 預託金	20
第56条 相殺	21
第57条 特約	21

第58条 個人情報の取扱い	2 1
別記	2 2
料金表	2 6
通 則	2 6
第1表 料金	2 8
第1 IP - VPNサービスに関する料金	2 8
第2 マネージドルータサービスに関する料金	4 0
第2表 工事に関する費用	4 2
第1 工事費	4 2
第2 線路等設備費	4 4
附則	4 4
別紙 取扱地域	4 6

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）及び条約附属国際電気通信規則（平成2年6月郵政省告示第408号）に基づき、この国際IP-VPNサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより国際IP-VPNサービスを提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 ルータ	データの蓄積・交換・中継を行う当社のネットワーク接続装置
4 デジタルデータ網	主としてデータ通信の用に供することを目的として、インターネットプロトコル等により符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下、同じとします。）
5 国際IP-VPNサービス	デジタルデータ網を使用して行う電気通信サービス
6 デジタルデータサービス営業所	国際IP-VPNサービスの契約事務等を行う当社の事業所
7 役務提供事業者	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の規定により登録を受けた者又は事業法第16条第1項の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。）であって、その電気通信事業者が定める契約約款等に基づき、当社が電気通信役務の提供を受けている者
8 国際役務提供事業者	国際電気通信役務を提供する当社が別に定める役務提供事業者
9 国内役務提供事業者	本邦内において電気通信役務を提供する当社が別に定める役務提供事業者

10 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結する契約
11 当社等	当社、国際役務提供事業者又は国内役務提供事業者
12 デジタルデータ取扱局	電気通信設備を設置し、それにより国際IP-VPNサービスを提供する当社等の事業所
13 国際IP-VPN契約	当社から国際IP-VPNサービスの提供を受けるための契約
14 契約者	当社と国際IP-VPN契約を締結している者
15 収容局設備	デジタルデータ取扱局に設置される電気通信設備（ルータを含みます。）
16 契約者回線	国際IP-VPN契約に基づいて当社が指定する収容局設備（本邦側の電気通信設備に限ります。）と契約の申込者が指定する場所との間に当社が設置する電気通信回線
17 アクセス回線等	国内役務提供事業者が定めるイーサネット通信サービスに関する契約約款等に基づき、国内役務提供事業者が設置するアクセス回線等（当社が別に定めるものに限ります。）
18 契約者等回線	契約者回線又はアクセス回線等
19 外国側契約者回線	国際IP-VPN契約に基づいて当社が指定する収容局設備（外国側の電気通信設備に限ります。）と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
20 契約者回線等	契約者回線、アクセス回線等又は外国側契約者回線
21 端末設備	契約者回線等の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
22 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
23 自営電気通信設備	当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
24 技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び専用回線端末等の接続の技術的条件
25 回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置
26 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 国際IP-VPNサービスの提供範囲

### (国際IP-VPNサービスの提供区間等)

第4条 当社の国際IP-VPNサービスは、当社が別記1に定める提供区間において提供します。

2 当社は、提供可能な取扱地域（別紙に定める本邦外の地域をいいます。以下同じとします。）をデジタルデータサービス営業所に掲示します。

### (外国における取扱制限)

第5条 外国側における国際IP-VPNサービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

## 第3章 国際IP-VPNサービスの種類

### (国際IP-VPNサービスの種類)

第6条 当社の提供する国際IP-VPNサービスには、次の種類があります。

1. IP-VPNサービス	契約者回線等を使用して行うIP-VPNサービスであって、主として本邦外とのデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコル等により符号の伝送交換を行うもの
2. マネージドルータサービス	契約者に対しルータの提供、運用及び管理等を行うサービスであって、1欄に規定するIP-VPNサービスと一体として提供するもの

## 第4章 IP-VPNサービス

### 第1節 契約

#### (IP-VPNサービスの区分等)

第7条 IP-VPNサービスには、料金表第1表第1（IP-VPNサービスに関する料金）に規定する区分及び品目があります。

#### (契約の単位)

第8条 当社は、1のIP-VPNサービスに係る契約者回線群（IP-VPNサービスに係るデジタルデータ網内において相互に通信を行うことができる契約者回線等（マネージドルータサービスを含みます。）からなるグループをいいます。以下同じとします。）ごとに1の国際IP-VPN契約を締結します。この場合、契約者は1の国際IP-VPN契約につき1人に限ります。

### (契約者回線等の終端)

**第9条** 当社等は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社等の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置等を設置し、これを契約者回線等の終端とします。

2 当社は、前項の場所を定めるときは、契約者と協議します。

### (契約申込の方法)

**第10条** 国際IP-VPN契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をデジタルデータサービス営業所に提出していただきます。

- (1) IP-VPNサービスの区分及び品目
- (2) 国際IP-VPN契約申込者の氏名又は商号及び住所又は居所
- (3) 契約者回線等の終端の場所
- (4) 使用開始希望年月日
- (5) 通信の相手先となる外国側契約者回線に係る事項
- (6) アクセス回線等に係る契約申込をするときは、そのアクセス回線等に係る国内役務提供事業者の氏名又は名称
- (7) 第5章に規定するマネージドルータサービスとの接続の有無
- (8) その他、国際IP-VPN契約申込の内容を特定するための事項

### (契約申込の承諾)

**第11条** 当社は、国際IP-VPN契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、国際IP-VPNサービスに係る契約申込を承諾するにあたり、前条(契約申込の方法)の契約申込書に記載された使用開始希望年月日に基づき、その国際IP-VPNサービスの使用開始予定日について、国際IP-VPN契約申込者と協議し、決定します。

3 当社は、国際IP-VPNサービスに係る申込みのあつた契約者回線等を設置するために必要な電気通信設備に余裕がない場合は、その承諾を延期することがあります。

4 当社は、前3項の規定にかかわらず、次の場合には、その国際IP-VPN契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあつたデジタルデータ伝送回線等(契約者回線等及び国際IP-VPNサービスを提供するために設置する電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。)を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
- (2) アクセス回線等を設置するために、特別な電気通信設備等が必要となるとき。
- (3) 国際IP-VPN契約申込者が国際IP-VPNサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) その他、当社等の業務の遂行上支障があるとき。

- 5 国際IP-VPN契約申込者は、第2項の規定に基づき決定した国際IP-VPNサービスに係る使用開始予定日より以前に、当社に書面による通知を行うことによって、その使用開始予定日を延期することができます。この場合、変更後の使用開始希望年月日がその使用開始予定日より、30日以上遅延した場合、当社は、国際IP-VPN契約申込者に対し、かかる変更により当社が負担したあらゆる料金又は費用を請求する権利をもつものとしします。

ただし、国際IP-VPN契約申込者は、当初の使用開始予定日から60日以上以上の延期はできないものとしします。

#### (最低利用期間)

**第12条** IP-VPNサービスには、料金表第1表第1(IP-VPNサービスに関する料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、IP-VPNサービスの提供を開始した日(契約者回線等の増設等により新たに設置した部分については、その契約者回線等の提供を開始した日)から起算して1年間とします。

- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に国際IP-VPN契約の解除、契約者回線等の廃止、区分又は品目の変更又は契約者回線等の移転等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1に規定する額を一括して支払っていただきます。

- 4 前3項の規定にかかわらず、第21条(IP-VPNサービスに係る休止)に定めるIP-VPNサービスに係る休止の取扱いをしたときは、そのIP-VPNサービスについて最低利用期間を適用しません。

#### (契約期間)

**第13条** IP-VPNサービスには、料金表第1表第1(IP-VPNサービスに関する料金)に定めるところにより契約期間があります。

- 2 前項の契約期間は、第12条(最低利用期間)に規定する最低利用期間満了後も30日単位で自動更新するものとしします。

- 3 前項の規定に基づき契約期間が延長されたときに、第19条(契約者が行う国際IP-VPN契約の解除)に基づき、契約者が30日以上予告期間をもって国際IP-VPN契約を解除する旨書面により当社に通知をした場合、予告期間の満了日をもって契約期間は終了するものとしします。

- 4 第2項の契約期間内に国際IP-VPN契約の解除があった場合は、料金表第1表第1の規定を適用します。

#### (区分等の変更)

**第14条** 契約者は、IP-VPNサービスの区分又は品目の変更の請求をすることができます。この場合、契約者は変更しようとする2カ月前までに、そのことをデジタルデータサービス営業所に書面により通知していただきます。

ただし、IP-VPNサービスの区分の変更の扱いについて、料金表第1表第1（IP-VPNサービスに関する料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### （契約者回線等の増設又は廃止）

**第15条** 契約者は、契約者回線等の増設又は廃止の請求をすることができます。

2 前項の請求をするときは、第10条（契約申込の方法）に掲げる事項について記載した当社所定の変更請求書をデジタルデータサービス営業所に提出していただきます。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第11条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱いません。

#### （移転）

**第16条** 契約者は、契約者回線等の移転の請求をすることができます。

ただし、契約者回線等の移転の扱いについて、料金表第1表第1（IP-VPNサービスに関する料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### （利用の一時中断）

**第17条** 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断（その契約者回線等を他に転用することなく、一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

#### （サービス利用権の譲渡）

**第18条** 国際IP-VPNサービス利用権（契約者が国際IP-VPN契約に基づいて、国際IP-VPNサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の事前の書面による承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 国際IP-VPNサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりデジタルデータサービス営業所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により国際IP-VPNサービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、国際IP-VPNサービス利用権を譲り受けようとする者について第11条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

4 国際IP-VPNサービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

#### (契約者が行う国際IP-VPN契約の解除)

**第19条** 契約者は、国際IP-VPN契約を解除しようとするときは、そのことを30日前までにデジタルデータサービス営業所に書面により通知していただきます。

#### (当社が行う国際IP-VPN契約の解除)

**第20条** 当社は、第25条(利用停止)の規定によりIP-VPNサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その国際IP-VPN契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第25条各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、IP-VPNサービスの利用停止をしないでその国際IP-VPN契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その国際IP-VPN契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

#### (IP-VPNサービスに係る休止)

**第21条** IP-VPNサービスに係る国際役務提供事業者が電気通信事業を休止したときは、そのIP-VPNサービスに係るデジタルデータ伝送回線等について休止とします。

2 当社は、前項の規定により、そのデジタルデータ伝送回線等について休止しようとするときは、あらかじめそのデジタルデータ伝送回線等に係る契約者にそのことを通知します。

3 デジタルデータ伝送回線等の休止期間は、そのIP-VPNサービスに係るデジタルデータ伝送回線等の休止をした日から起算して1年間とし、その休止の期間を経過した日において、そのデジタルデータ伝送回線等は、廃止されたものとして取り扱います。この場合、そのデジタルデータ伝送回線等に係る契約者にそのことを通知します。

#### (その他の提供条件)

**第22条** IP-VPNサービスに関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

## 第2節 回線相互接続

#### (当社又は他社の電気通信回線の接続)

**第23条** 契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と当社又は当社以外の当社が別に定める電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をデジタルデータサービス営業所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の当社が別に定める電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限される場合を除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。
- 3 契約者は、その接続について、第1項の規定によりデジタルデータサービス営業所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面によりデジタルデータサービス営業所に通知していただきます。

### 第3節 利用中止及び利用停止

#### (利用中止)

第24条 当社は、次の場合には、IP-VPNサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社等の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第26条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりIP-VPNサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### (利用停止)

第25条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(その国際IP-VPNサービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった国際IP-VPNサービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのIP-VPNサービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第49条(利用に係る契約者の義務)又は第50条(契約者以外の者の利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社が認めるとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の当社が別に定める電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 契約者等回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社等が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者等回線から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定により、IP-VPNサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

#### 第4節 通信

##### (通信利用の制限)

第26条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力等の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、デジタルデータ伝送回線等に係る通信について、次に掲げる機関に設置されているデジタルデータ伝送回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安庁の機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

#### 第5節 料金等

##### (料金及び工事に関する費用)

第27条 当社が提供するIP-VPNサービスの料金は、料金表第1表第1（IP-VPNサービスに関する料金）に規定する利用料とし、当社が提供するIP-VPNサービスの態様に応じて、基本料、配線設備等使用料及び加算額を合算したものとします。

- 2 当社が提供するIP-VPNサービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費及び線路等設備費とします。

**（利用料の支払義務）**

**第28条** 契約者は、その国際IP-VPN契約に基づいて当社が契約者回線等の提供を開始した日から起算して、国際IP-VPN契約の解除又は契約者回線等の廃止（以下、この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表第1（IP-VPNサービスに関する料金）に規定する利用料の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりIP-VPNサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除き、IP-VPNサービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その契約者回線等を全く利用できない状態（その契約者回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその契約者回線等についての料金
2 当社等の故意又は重大な過失により、その契約者回線等を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間について、その時間に対応するその契約者回線等についての料金

- 3 前項の規定にかかわらず、利用料の扱いについて、料金表第1表第1にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

**（工事費の支払義務）**

**第29条** 契約者は、国際IP-VPN契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその国際 I P - V P N 契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### （線路等設備費の支払義務）

**第 30 条** 契約者は、国際 I P - V P N 契約の申込み又は線路等設備を要する工事の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表第 2（線路等設備費）に規定する線路等設備費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその国際 I P - V P N 契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。

- 2 前項の規定にかかわらず、線路等設備費の支払いについて料金表第 2 表第 2 に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
- 3 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前 2 項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### （料金の計算方法等）

**第 31 条** 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

#### （割増金）

**第 32 条** 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

#### （延滞利息）

**第 33 条** 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合には、この限りではあり

ません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

## 第6節 保守

### (契約者の維持責任)

**第34条** 契約者は、その契約者等回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準に適合するように維持していただきます。

### (契約者の切分責任)

**第35条** 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線等その他当社等の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、デジタルデータ取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社等が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社等の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備には適用しません。

### (修理又は復旧の順位)

**第36条** 当社は、当社等の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第26条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの

	輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 1 1 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第 1 順位となるものを除きます。)
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社等の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線等について、暫定的にそのデジタルデータ取扱局等を変更することがあります。

## 第 7 節 損害賠償

### (免責)

**第 37 条** 当社は、IP - VPNサービスの提供に伴い、当該契約者に与えた損害については、賠償の責任を負いません。

2 当社は、IP - VPNサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、専用回線端末等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(デジタルデータ取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第 5 章 マネージドルータサービス

### (マネージドルータサービスの種類)

**第 38 条** マネージドルータサービスには、料金表第 1 表第 2 (マネージドルータサービスに関する料金)に規定する種類があります。

2 契約者はマネージドルータサービスの種類を変更することはできません。

#### (契約申込の方法)

**第 39 条** 国際 I P - V P N 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をデジタルデータサービス営業所に提出していただきます。

- (1) マネージドルータサービスの種類
- (2) マネージドルータサービスと一体的に提供する第 4 章に規定する I P - V P N サービスの区分及び品目
- (3) その他、契約申込の内容を特定するために必要な事項

#### (マネージドルータサービスの増設又は廃止)

**第 40 条** 契約者は、I P - V P N サービスの契約者回線等の増設又は廃止に伴い、料金表第 1 表第 2 (マネージドルータサービスに関する料金)に定めるマネージドルータサービスの増設又は廃止の請求をすることができます。

- 2 前項の請求をするときは、第 3 9 条 (契約申込の方法) に掲げる事項について記載した当社所定の変更請求書をデジタルデータサービス営業所に提出していただきます。
- 3 当社は、第 1 項の請求があったときは、第 1 1 条 (契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

#### (最低利用期間)

**第 41 条** マネージドルータサービスには、料金表第 1 表第 2 (マネージドルータサービスに関する料金) に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、マネージドルータサービスの提供を開始した日 (マネージドルータサービスの増設等により新たに開始した部分については、そのマネージドルータサービスの提供を開始した日) から起算して 1 年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内に国際 I P - V P N 契約の解除、マネージドルータサービスの廃止等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表第 2 に規定する額を一括して支払っていただきます。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、第 4 2 条 (当社によるサービスの廃止) に定めるサービスの廃止があったときは、そのマネージドルータサービスについて最低利用期間を適用しません。

#### (当社によるサービスの廃止)

**第 42 条** 当社は、都合によりマネージドルータサービスの種類の一部又は全部を廃止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定によりマネージドルータサービスの種類の一部又は全部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 カ月前までに書面により、その旨を通知します。

**(料金及び工事に関する費用)**

**第 43 条** 当社が提供するマネージドルータサービスの料金は、料金表第 1 表第 2 (マネージドルータサービスに関する料金) に規定する基本料及びマネージドルータ契約料とします。

2 当社が提供するマネージドルータサービスに係る工事に関する費用は、料金表第 2 表第 1 (工事費) に規定する工事費とします。

**(基本料の支払義務)**

**第 44 条** 契約者は、その国際 IP - VPN 契約に基づいて当社がマネージドルータサービスの提供を開始した日から起算して国際 IP - VPN 契約の解除又はマネージドルータサービスの廃止 (以下、この条において「解除等」といいます。) があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。) について、料金表第 1 表第 2 (マネージドルータサービスに関する料金) に規定する基本料の支払いを要します。

ただし、解除等があった場合の基本料の取扱いについて、料金表第 1 表第 2 に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2 前項の期間において、マネージドルータサービスを利用することができない状態が生じたときの基本料の支払いは、次の表に規定する場合を除いて、マネージドルータサービスを利用できなかった期間中の基本料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
契約者の責めによらない理由により、そのマネージドルータサービスを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのマネージドルータサービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

**(マネージドルータ契約料の支払義務)**

**第 45 条** 契約者は、国際 IP - VPN 契約の申込み又はマネージドルータサービスの増設の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 2 (マネージドルータサービスに関する料金) に規定するマネージドルータ契約料の支払いを要します。

**(当社の免責)**

**第 46 条** 当社は、第 44 条 (基本料の支払義務) の規定による料金返還等、この約款において明示的に規定された場合を除き、契約者がマネージドルータサービスの利用に関して被った損害 (その原因の如何を問いません。) について賠償、返金、料金の減免等の責任を負わないものとします。

- 2 当社は、マネージドルータサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

#### (その他の提供条件)

- 第 47 条** 契約の単位、契約申込の承諾、契約期間、移転、サービス利用権の譲渡、契約者が行う国際 I P - V P N 契約の解除、当社が行う国際 I P - V P N 契約の解除、当社又は他社の電気通信回線の接続、利用中止、利用停止、工事費の支払義務、料金の計算方法等、割増金、延滞利息、契約者の維持責任及び契約者の切分責任については、I P - V P N サービスの場合に準ずるものとします。
- 2 前項に規定するほか、マネージドルータサービスに関するその他の提供条件については、別記 2 及び別記 3 に定めるところによります。

## 第 6 章 雑則

#### (承諾の限界)

- 第 48 条** 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社等の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

#### (利用に係る契約者の義務)

- 第 49 条** 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社等が国際 I P - V P N 契約に基づき設置した電気通信設備(ルータを含みます。以下、この条において同じとします。)を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
  - (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社等が国際 I P - V P N 契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (4) 当社等が国際 I P - V P N 契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### (契約者以外の者の利用に係る契約者の義務)

- 第 50 条** 契約者は、その契約者回線等(ルータを含みます。以下、この条において同じとします。)

を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 契約者は、その国際IP-VPNサービスに関する料金又は工事に関する費用のうち、その契約者回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
- (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線等に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第34条（契約者の維持責任）
- イ 第35条（契約者の切分責任）
- ウ 別記4（自営端末設備の接続）
- エ 別記5（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
- オ 別記6（自営電気通信設備の接続）
- カ 別記7（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

#### （契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等）

**第51条** 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等については、別記9に定めるところによります。

#### （法令に規定する事項）

**第52条** 国際IP-VPNサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記4から別記8に定めるところによります。

#### （国際IP-VPNサービスの技術的事項及び技術資料の閲覧）

**第53条** 当社は、当社が指定するデジタルデータサービス営業所において、国際IP-VPNサービスにおける基本的な技術的事項及び国際IP-VPNサービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

#### （閲覧）

**第54条** この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

#### （預託金）

**第55条** 当社は、契約者に対し、預託金の支払いを要求し、契約者に対する請求金額の支払いの担保として前払いを要求することができるものとします。当社は、30日を超えない期間内で、支払期

間を変更すること、又は、契約者の当社に対する全債務（請求書送付前の本件請求金額を含む。）の与信限度を設定することができるものとします。

**（相殺）**

**第 56 条** 当社は、契約者が当社に対して負う債務と当社が契約者に対して負う債務を相殺することができるものとします。

**（特約）**

**第 57 条** この約款の一部条項において特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

**（個人情報の取扱い）**

**第 58 条** 当社は、国際 IP - VPN サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記 10 及び当社が別に定めるところによります。

## 別記

### 1 国際IP - VPNサービスの提供区間

当社の国際IP - VPNサービスの提供区間は、次のとおりとします。

- (1) 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府又は兵庫県の当社が別に定める営業区域内における契約者回線の終端と当社が別に定める外国側契約者回線の終端相互間
- (2) 当社が別に定めるアクセス回線等の終端と外国側契約者回線の終端相互間
- (3) その他、当社が別に定める区間

### 2 氏名等の変更の届出

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は料金等請求書の送付先に変更があった場合には、そのことを速やかにデジタルデータサービス営業所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらずデジタルデータサービス営業所に届出がないときは、第20条（当社が行う国際IP - VPN契約の解除）及び第25条（利用停止）に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 3 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、デジタルデータサービス営業所に届け出ていただきます。

- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 4 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者等回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者等回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は事業法第63条第2項に規定する技術基準適合自己確認を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

- (3) 当社等は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社等の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。  
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者等回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 5 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社等は、契約者等回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社等の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者等回線から取りはずしていただきます。

## 6 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者等回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者等回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社等は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社等の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者に自営

電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- (6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者等回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者等回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

## 8 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

## 9 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下本項において同じとします。）又は建物内において、当社等が契約者回線等（ルータを含みます。以下この項において同じとします。）を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社等が契約に基づいて設置する契約者回線等に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内又は建物内において、当社等の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- (4) 前(3)の規定にかかわらず契約者回線の終端のある構内又は建物内において、電気通信設備を設置するための管路等を当社が設置することとなる場合は、契約者は、第30条（線路等設備費の支払義務）及び料金表第2表第2（線路等設備費）の規定に基づき線路等設備費の支払いを要します。

## 10 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

## 1 1 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

## 料金表

### 通則

#### (料金の計算方法)

1 当社は、契約者がその国際IP-VPN契約に基づいて支払う料金を料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 料金月の初日以外の日国際IP-VPNサービスの提供の開始又は契約者回線等の増設等があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日国際IP-VPN契約の解除(マネージドルータサービスに係るものを除きます。)又は契約者回線等の廃止があったとき。
- (3) 料金月の初日に国際IP-VPNサービスの提供の開始又は契約者回線等を増設し、その日にその国際IP-VPN契約の解除(マネージドルータサービスに係るものを除きます。)又は契約者回線等の廃止があったとき。
- (4) 料金月の初日以外の日国際IP-VPNサービスの区分又は品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (5) 第28条(利用料の支払義務)第2項第3号の表及び第44条(基本料の支払義務)第2項の表の規定に該当するとき。

3 通則2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

#### (端数処理)

4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円(1.05円)未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### (料金等の支払い)

5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

#### (料金の一括後払い)

7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則5及び通則6の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か

月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### **(前受金)**

8 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注)通則8に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

#### **(消費税相当額の加算)**

9 第28条(利用料の支払義務)から第30条(線路等設備費の支払義務)までの規定及び第44条(基本料の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、IP-VPNサービスに係る基本料(当社が別に定めるものに限り)については、この限りではありません。

(注1) 支払いを要するものとされている額と料金表に表示する税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注2) この料金表が表示する括弧内の額は税込額を表します。

#### **(料金等の臨時減免)**

10 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注)当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のデジタルデータサービス営業所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 IP-VPNサービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容																									
(1) 区分及び品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、IP-VPNサービスの利用形態により、次のとおり区分を定めます。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">コース1</td> <td>1のIP-VPNサービスに係る契約者回線群が、契約者回線及び外国側契約者回線のみにより構成される利用形態をいいます。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">コース2</td> <td>コース1以外の場合であって、1のIP-VPNサービスに係る契約者回線群が、アクセス回線等、契約者回線及び外国側契約者回線により構成される利用形態をいいます。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	コース1	1のIP-VPNサービスに係る契約者回線群が、契約者回線及び外国側契約者回線のみにより構成される利用形態をいいます。	コース2	コース1以外の場合であって、1のIP-VPNサービスに係る契約者回線群が、アクセス回線等、契約者回線及び外国側契約者回線により構成される利用形態をいいます。																			
	区 分	内 容																								
	コース1	1のIP-VPNサービスに係る契約者回線群が、契約者回線及び外国側契約者回線のみにより構成される利用形態をいいます。																								
コース2	コース1以外の場合であって、1のIP-VPNサービスに係る契約者回線群が、アクセス回線等、契約者回線及び外国側契約者回線により構成される利用形態をいいます。																									
<p>イ 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <p>(ア) コース1のもの</p> <p style="margin-left: 20px;">A. 高速品目のもの</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">64kb/s</td><td>64千ビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">128kb/s</td><td>128千ビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">192kb/s</td><td>192千ビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">256kb/s</td><td>256千ビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">384kb/s</td><td>384千ビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">512kb/s</td><td>512千ビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">768kb/s</td><td>768千ビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.024Mb/s</td><td>1.024メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">1.5Mb/s</td><td>1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">2Mb/s</td><td>1.984メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">45Mb/s</td><td>インターネット速度が44.736メガビット/秒のもの</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考 品目により提供できない取扱地域があります。(以下、この欄において同じとします。)</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内 容	64kb/s	64千ビット/秒の符号伝送が可能なもの	128kb/s	128千ビット/秒の符号伝送が可能なもの	192kb/s	192千ビット/秒の符号伝送が可能なもの	256kb/s	256千ビット/秒の符号伝送が可能なもの	384kb/s	384千ビット/秒の符号伝送が可能なもの	512kb/s	512千ビット/秒の符号伝送が可能なもの	768kb/s	768千ビット/秒の符号伝送が可能なもの	1.024Mb/s	1.024メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2Mb/s	1.984メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	45Mb/s	インターネット速度が44.736メガビット/秒のもの	備考 品目により提供できない取扱地域があります。(以下、この欄において同じとします。)	
品目	内 容																									
64kb/s	64千ビット/秒の符号伝送が可能なもの																									
128kb/s	128千ビット/秒の符号伝送が可能なもの																									
192kb/s	192千ビット/秒の符号伝送が可能なもの																									
256kb/s	256千ビット/秒の符号伝送が可能なもの																									
384kb/s	384千ビット/秒の符号伝送が可能なもの																									
512kb/s	512千ビット/秒の符号伝送が可能なもの																									
768kb/s	768千ビット/秒の符号伝送が可能なもの																									
1.024Mb/s	1.024メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																									
1.5Mb/s	1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																									
2Mb/s	1.984メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																									
45Mb/s	インターネット速度が44.736メガビット/秒のもの																									
備考 品目により提供できない取扱地域があります。(以下、この欄において同じとします。)																										

区 分	内 容		
	B . イーサネット品目のもの		
	品目	内 容	
	10BaseT のもの	1Mb/s	1兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		2Mb/s	2兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		3Mb/s	3兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		4Mb/s	4兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		5Mb/s	5兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		6Mb/s	6兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		7Mb/s	7兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		8Mb/s	8兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		9Mb/s	9兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		10Mb/s	10兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	100BaseTX のもの	2Mb/s	2兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		4Mb/s	4兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		6Mb/s	6兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		8Mb/s	8兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		10Mb/s	10兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		12Mb/s	12兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		14Mb/s	14兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		16Mb/s	16兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		18Mb/s	18兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		20Mb/s	20兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		22Mb/s	22兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		24Mb/s	24兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		26Mb/s	26兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
		28Mb/s	28兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの
	30Mb/s	30兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
	32Mb/s	32兆ビット/秒までの符号伝送が可能なもの	

区 分	内 容																																					
		<table border="1"> <tr> <td>34Mb/s</td> <td>34 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>36Mb/s</td> <td>36 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>38Mb/s</td> <td>38 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>40Mb/s</td> <td>40 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>42Mb/s</td> <td>42 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>45Mb/s</td> <td>45 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </table>	34Mb/s	34 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	36Mb/s	36 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	38Mb/s	38 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	42Mb/s	42 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	45Mb/s	45 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																								
34Mb/s	34 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																					
36Mb/s	36 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																					
38Mb/s	38 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																					
40Mb/s	40 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																					
42Mb/s	42 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																					
45Mb/s	45 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																					
	<p>(イ) コース 2 のもの</p> <p>A . アクセス回線等に係るもの</p> <p>( A ) イーサネット品目のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">10BaseT のもの</td> <td>1Mb/s</td> <td>1 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2Mb/s</td> <td>2 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3Mb/s</td> <td>3 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4Mb/s</td> <td>4 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>5Mb/s</td> <td>5 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6Mb/s</td> <td>6 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>7Mb/s</td> <td>7 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>8Mb/s</td> <td>8 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>9Mb/s</td> <td>9 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td>10 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">100BaseTX のもの</td> <td>10Mb/s</td> <td>10 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>20Mb/s</td> <td>20 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/s</td> <td>30 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>40Mb/s</td> <td>40 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <p>備考</p> <p>1 . 契約者が指定することができるアクセス回線等の終端の場所は、国内役務提供事業者が定めるイーサネット通信サービスに関する区域のうち、当社が別に定める区域に限るものとします。</p> <p>2 . 国内役務提供事業者により提供できない品目があります。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		品目	内 容		10BaseT のもの	1Mb/s	1 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	4Mb/s	4 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	8Mb/s	8 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	9Mb/s	9 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	100BaseTX のもの	10Mb/s	10 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	<p>備考</p> <p>1 . 契約者が指定することができるアクセス回線等の終端の場所は、国内役務提供事業者が定めるイーサネット通信サービスに関する区域のうち、当社が別に定める区域に限るものとします。</p> <p>2 . 国内役務提供事業者により提供できない品目があります。</p>		
品目	内 容																																					
10BaseT のもの	1Mb/s	1 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	2Mb/s	2 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	3Mb/s	3 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	4Mb/s	4 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	5Mb/s	5 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	6Mb/s	6 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	7Mb/s	7 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	8Mb/s	8 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	9Mb/s	9 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	10Mb/s	10 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																				
100BaseTX のもの	10Mb/s	10 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	20Mb/s	20 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	30Mb/s	30 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																				
	40Mb/s	40 兆ビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																				
<p>備考</p> <p>1 . 契約者が指定することができるアクセス回線等の終端の場所は、国内役務提供事業者が定めるイーサネット通信サービスに関する区域のうち、当社が別に定める区域に限るものとします。</p> <p>2 . 国内役務提供事業者により提供できない品目があります。</p>																																						

区 分	内 容																																															
	<p>B . 契約者回線又は外国側契約者回線に係るもの</p> <p>( A ) 高速品目のもの</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">64kb/s</td> <td>64 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">128kb/s</td> <td>128 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">192kb/s</td> <td>192 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">256kb/s</td> <td>256 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">384kb/s</td> <td>384 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">512kb/s</td> <td>512 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">768kb/s</td> <td>768 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.024Mb/s</td> <td>1.024 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1.5Mb/s</td> <td>1.536 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2Mb/s</td> <td>1.984 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">45Mb/s</td> <td>インターフェース速度が 44.736 メガビット / 秒のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>( B ) イーサネット品目のもの</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: middle;">10BaseT のもの</td> <td style="text-align: center;">1Mb/s</td> <td>1 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2Mb/s</td> <td>2 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3Mb/s</td> <td>3 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4Mb/s</td> <td>4 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5Mb/s</td> <td>5 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6Mb/s</td> <td>6 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7Mb/s</td> <td>7 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8Mb/s</td> <td>8 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9Mb/s</td> <td>9 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td>10 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内 容	64kb/s	64 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの	128kb/s	128 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの	192kb/s	192 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの	256kb/s	256 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの	384kb/s	384 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの	512kb/s	512 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの	768kb/s	768 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの	1.024Mb/s	1.024 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	1.536 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの	2Mb/s	1.984 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの	45Mb/s	インターフェース速度が 44.736 メガビット / 秒のもの	品目	内 容	10BaseT のもの	1Mb/s	1 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	4Mb/s	4 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	8Mb/s	8 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	9Mb/s	9 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの
品目	内 容																																															
64kb/s	64 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの																																															
128kb/s	128 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの																																															
192kb/s	192 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの																																															
256kb/s	256 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの																																															
384kb/s	384 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの																																															
512kb/s	512 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの																																															
768kb/s	768 千ビット / 秒の符号伝送が可能なもの																																															
1.024Mb/s	1.024 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの																																															
1.5Mb/s	1.536 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの																																															
2Mb/s	1.984 メガビット / 秒の符号伝送が可能なもの																																															
45Mb/s	インターフェース速度が 44.736 メガビット / 秒のもの																																															
品目	内 容																																															
10BaseT のもの	1Mb/s	1 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	2Mb/s	2 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	3Mb/s	3 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	4Mb/s	4 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	5Mb/s	5 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	6Mb/s	6 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	7Mb/s	7 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	8Mb/s	8 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	9Mb/s	9 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																														
	10Mb/s	10 メガビット / 秒までの符号伝送が可能なもの																																														

区 分	内 容																																													
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="587 461 730 555" rowspan="18">100BaseTX のもの</td> <td data-bbox="730 461 858 510">2Mb/s</td> <td data-bbox="858 461 1362 510">2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 510 858 560">4Mb/s</td> <td data-bbox="858 510 1362 560">4メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 560 858 609">6Mb/s</td> <td data-bbox="858 560 1362 609">6メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 609 858 658">8Mb/s</td> <td data-bbox="858 609 1362 658">8メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 658 858 707">10Mb/s</td> <td data-bbox="858 658 1362 707">10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 707 858 757">12Mb/s</td> <td data-bbox="858 707 1362 757">12メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 757 858 806">14Mb/s</td> <td data-bbox="858 757 1362 806">14メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 806 858 855">16Mb/s</td> <td data-bbox="858 806 1362 855">16メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 855 858 904">18Mb/s</td> <td data-bbox="858 855 1362 904">18メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 904 858 954">20Mb/s</td> <td data-bbox="858 904 1362 954">20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 954 858 1003">22Mb/s</td> <td data-bbox="858 954 1362 1003">22メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1003 858 1052">24Mb/s</td> <td data-bbox="858 1003 1362 1052">24メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1052 858 1102">26Mb/s</td> <td data-bbox="858 1052 1362 1102">26メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1102 858 1151">28Mb/s</td> <td data-bbox="858 1102 1362 1151">28メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1151 858 1200">30Mb/s</td> <td data-bbox="858 1151 1362 1200">30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1200 858 1249">32Mb/s</td> <td data-bbox="858 1200 1362 1249">32メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1249 858 1299">34Mb/s</td> <td data-bbox="858 1249 1362 1299">34メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1299 858 1348">36Mb/s</td> <td data-bbox="858 1299 1362 1348">36メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1348 858 1397">38Mb/s</td> <td data-bbox="858 1348 1362 1397">38メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1397 858 1447">40Mb/s</td> <td data-bbox="858 1397 1362 1447">40メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1447 858 1496">42Mb/s</td> <td data-bbox="858 1447 1362 1496">42メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="730 1496 858 1545">45Mb/s</td> <td data-bbox="858 1496 1362 1545">45メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </table>	100BaseTX のもの	2Mb/s	2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	4Mb/s	4メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	8Mb/s	8メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	12Mb/s	12メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	14Mb/s	14メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	16Mb/s	16メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	18Mb/s	18メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	22Mb/s	22メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	24Mb/s	24メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	26Mb/s	26メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	28Mb/s	28メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	32Mb/s	32メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	34Mb/s	34メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	36Mb/s	36メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	38Mb/s	38メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	42Mb/s	42メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	45Mb/s	45メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
100BaseTX のもの	2Mb/s		2メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	4Mb/s		4メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	6Mb/s		6メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	8Mb/s		8メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	10Mb/s		10メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	12Mb/s		12メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	14Mb/s		14メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	16Mb/s		16メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	18Mb/s		18メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	20Mb/s		20メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	22Mb/s		22メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	24Mb/s		24メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	26Mb/s		26メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	28Mb/s		28メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	30Mb/s		30メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	32Mb/s		32メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	34Mb/s		34メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																											
	36Mb/s	36メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																												
38Mb/s	38メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																													
40Mb/s	40メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																													
42Mb/s	42メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																													
45Mb/s	45メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																																													
(2) コース1を利用している場合の料金等の適用	<p>ア コース1を利用している場合の契約者回線に係る利用料は、基本料及び加算額を合算して適用します。</p> <p>イ 契約者回線からアクセス回線等への変更は取り扱いません。</p> <p>ウ 当社は、契約者から上記イの申出があった場合は、その契約者回線について廃止があったものとして取り扱います。</p>																																													

区 分	内 容
(3) コース2を利用している場合の料金等の適用	<p>ア コース2を利用している場合のアクセス回線等に係る利用料は、基本料及び配線設備等使用料を合算して適用します。</p> <p>イ コース2を利用している場合の契約者回線に係る利用料は、基本料及び加算額を合算して適用します。</p> <p>ウ アクセス回線等と契約者回線相互間の変更は取り扱いません。</p> <p>エ アクセス回線等相互間の変更（当社が別に定める国内役務提供事業者が変更となる場合に限り。）は取り扱いません。</p> <p>オ 当社は、契約者から上記ウ又はエの申出があった場合は、そのアクセス回線等又は契約者回線について廃止があったものとして取り扱います。</p>
(4) 区分の変更に係る取扱い	<p>区分の変更は、次の場合に限り取り扱います。</p> <p>(ア) コース1を契約している契約者回線群についてアクセス回線等の増設に伴い、コース2に変更となるとき</p> <p>(イ) コース2を契約している契約者回線群についてアクセス回線等の廃止に伴い、コース1に変更となるとき</p>
(5) 契約者回線等の移転等に関する取扱い	<p>ア 契約者回線等の移転工事等により、その契約者回線等の終端に変更があった場合は、基本料を再算定します。</p> <p>イ 契約者は、現に設置されている取扱地域の契約者回線等を異なる取扱地域へ移転することはできません。</p> <p>ウ 当社は、契約者から上記イの申出があった場合は、その契約者回線等について廃止があったものとして取り扱います。</p> <p>エ アクセス回線等及び外国側契約者回線の移転の取扱いについては、当社が別に定めるところによります。</p>
(6) 最低利用期間内に国際IP-VPN契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア IP-VPNサービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に国際IP-VPN契約の解除があった場合は、第28条（利用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する利用料（基本料に限ります。以下、この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に区分又は品目の変更、契約者回線等の廃止又は契約者回線等の移転等があった場合は、変更前の利用料の額から、変更後の利用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p>

区 分	内 容									
(7) 契約期間内に国際IP-VPN契約の解除があった場合の料金の適用	<p>ア IP-VPNサービスには、契約期間があります。</p> <p>イ 契約者は、契約期間内に国際IP-VPN契約の解除があった場合は、第28条（利用料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する利用料（基本料に限ります。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p>									
(8) 長期継続利用に係る基本料の適用	<p>ア 当社は、契約者から、その契約者に係るIP-VPNサービスについて、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における基本料については、2-1の額から同表に規定する額を減額して適用します。この場合、長期継続利用には同表の2種類があり、あらかじめいずれか1つを選択していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="520 842 1366 990"> <thead> <tr> <th data-bbox="520 842 708 889">種 類</th> <th data-bbox="708 842 979 889">継続して利用する期間</th> <th data-bbox="979 842 1366 889">基本料の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="520 889 708 936">(ア) 3年利用</td> <td data-bbox="708 889 979 936">3年間</td> <td data-bbox="979 889 1366 936">2-1の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="520 936 708 990">(イ) 5年利用</td> <td data-bbox="708 936 979 990">5年間</td> <td data-bbox="979 936 1366 990">2-1の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る基本料については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（国際IP-VPN契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、そのIP-VPNサービスの提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る基本料の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、IP-VPNサービスの利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る国際IP-VPN契約について、その国際IP-VPN契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用期間の途中における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。</p> <p>キ カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の基本料については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。</p>	種 類	継続して利用する期間	基本料の減額（月額）	(ア) 3年利用	3年間	2-1の額に0.07を乗じて得た額	(イ) 5年利用	5年間	2-1の額に0.11を乗じて得た額
種 類	継続して利用する期間	基本料の減額（月額）								
(ア) 3年利用	3年間	2-1の額に0.07を乗じて得た額								
(イ) 5年利用	5年間	2-1の額に0.11を乗じて得た額								

区 分	内 容						
	<p>ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前に区分又は品目の変更又は契約者回線等の廃止等によりその国際IP-VPN契約に係る基本料が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="533 506 1362 797"> <thead> <tr> <th data-bbox="533 506 855 555">区 分</th> <th data-bbox="855 506 1362 555">支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="533 555 855 701">(ア) 基本料が減少した場合</td> <td data-bbox="855 555 1362 701">残余の期間に対応する基本料の差額(減少前の基本料から減少後の基本料を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="533 701 855 797">(イ) 長期継続利用の廃止があった場合</td> <td data-bbox="855 701 1362 797">残余の期間に対応する廃止前の基本料に0.35を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支払いを要する額	(ア) 基本料が減少した場合	残余の期間に対応する基本料の差額(減少前の基本料から減少後の基本料を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額	(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の基本料に0.35を乗じて得た額
区 分	支払いを要する額						
(ア) 基本料が減少した場合	残余の期間に対応する基本料の差額(減少前の基本料から減少後の基本料を控除して得た額をいいます。)に0.35を乗じて得た額						
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の基本料に0.35を乗じて得た額						
(9) サービス品質 (故障回復時間) に係る料金の適用	<p>ア 当社は、契約者の責めによらない理由によりそのIP-VPNサービスに係る契約者回線等を全く利用できない状態(その契約者回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下、この欄において同じとします。)が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻(第35条(契約者の切分責任)の規定により、その契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。))とします。)から起算して、8時間以上その状態が連続したときであって、その契約者の請求があったときに限り、その契約者回線等に係る利用料((基本料に限ります。以下、この欄において同じとします。))を返還します。</p> <p>ただし、次の場合は、この限りではありません。この場合の利用料の取扱いについては、当社は、第28条(利用料の支払義務)第2項の規定を適用します。</p> <p>第24条(利用中止)第1項の規定によりIP-VPNサービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめそのことを契約者に通知したとき。</p> <p>第25条(利用停止)第1項の規定によりIP-VPNサービスの利用を停止したとき。</p> <p>故障の原因が、契約者回線等の終端側にあった場合で、契約者の都合により故障の修理ができないとき。</p> <p>第21条(IP-VPNサービスに係る休止)の規定によりデジタルデータ伝送回線等について休止としたとき。</p> <p>第28条第2項第3号の規定による支払いを要しない利用料の額が、1の料金月において、その契約者回線等に係る利用料の月額額の35%を超えることとなるとき。</p>						

区 分	内 容																
	<p>イ アに規定するほか、当社等の故意又は重大な過失によりその契約者回線等を利用できない状態（その状態が連続した時間が8時間未満となるものに限りません。）が生じたときは、当社は、第28条第2項第3号の規定（表の2欄に係るものに限りません。）を適用します。</p> <p>ウ 故障回復時間返還料金額は、その契約者回線等を全く利用できない状態が連続した時点における利用料（この表の(8)欄の適用による場合は、適用した後の利用料とします。以下、この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）を基に算出します。</p> <p>エ ウの場合において、料金表通則2の(2)に規定する場合は生じたときは、料金表通則2の(2)の規定に基づき算出した利用料を故障回復時間返還基準額とします。</p> <p>オ アの場合における故障回復時間返還料金額は、故障回復時間返還基準額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p> <p style="padding-left: 40px;">ただし、返還する故障回復時間返還料金額は、その料金月における契約者回線等に係る利用料（故障回復時間返還基準額に係るものに限りません。）の額に35%を乗じて得た料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として適用します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">アに規定する状態が連続した時間 （故障回復時間）</th> <th style="text-align: center;">料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8時間以上 11時間未満</td> <td style="text-align: center;">5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11時間以上 15時間未満</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15時間以上 19時間未満</td> <td style="text-align: center;">15%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">19時間以上 23時間未満</td> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">23時間以上 27時間未満</td> <td style="text-align: center;">25%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">27時間以上 31時間未満</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">31時間以上</td> <td style="text-align: center;">35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>カ アの場合において、その契約者回線等を全く利用できない状態が連続した場合が1の料金月において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p style="padding-left: 40px;">ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合においては、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p>	アに規定する状態が連続した時間 （故障回復時間）	料金返還率	8時間以上 11時間未満	5%	11時間以上 15時間未満	10%	15時間以上 19時間未満	15%	19時間以上 23時間未満	20%	23時間以上 27時間未満	25%	27時間以上 31時間未満	30%	31時間以上	35%
アに規定する状態が連続した時間 （故障回復時間）	料金返還率																
8時間以上 11時間未満	5%																
11時間以上 15時間未満	10%																
15時間以上 19時間未満	15%																
19時間以上 23時間未満	20%																
23時間以上 27時間未満	25%																
27時間以上 31時間未満	30%																
31時間以上	35%																

## 2 料金額（利用料）

### 2 - 1 基本料

#### （1）高速品目（契約者回線又は外国側契約者回線に係るもの）

契約者回線等 1 回線ごとに

品 目	料金額（月額）
64kb/s	別に定める料金額
128kb/s	別に定める料金額
192kb/s	別に定める料金額
256kb/s	別に定める料金額
384kb/s	別に定める料金額
512kb/s	別に定める料金額
768kb/s	別に定める料金額
1.024Mb/s	別に定める料金額
1.5Mb/s	別に定める料金額
2Mb/s	別に定める料金額
45Mb/s	別に定める料金額

（注 1）品目により提供できない取扱地域があります。

（注 2）契約者回線、外国側契約者回線又は取扱地域により料金額が異なります。

#### （2）イーサネット品目

契約者回線又は外国側契約者回線に係るもの

契約者回線等 1 回線ごとに

品 目	料金額（月額）	
10BaseT のもの	1Mb/s	別に定める料金額
	2Mb/s	別に定める料金額
	3Mb/s	別に定める料金額
	4Mb/s	別に定める料金額
	5Mb/s	別に定める料金額
	6Mb/s	別に定める料金額
	7Mb/s	別に定める料金額
	8Mb/s	別に定める料金額
	9Mb/s	別に定める料金額
	10Mb/s	別に定める料金額

100BaseTX のもの	2Mb/s	別に定める料金額
	4Mb/s	別に定める料金額
	6Mb/s	別に定める料金額
	8Mb/s	別に定める料金額
	10Mb/s	別に定める料金額
	12Mb/s	別に定める料金額
	14Mb/s	別に定める料金額
	16Mb/s	別に定める料金額
	18Mb/s	別に定める料金額
	20Mb/s	別に定める料金額
	22Mb/s	別に定める料金額
	24Mb/s	別に定める料金額
	26Mb/s	別に定める料金額
	28Mb/s	別に定める料金額
	30Mb/s	別に定める料金額
	32Mb/s	別に定める料金額
	34Mb/s	別に定める料金額
	36Mb/s	別に定める料金額
	38Mb/s	別に定める料金額
40Mb/s	別に定める料金額	
42Mb/s	別に定める料金額	
45Mb/s	別に定める料金額	

(注 1) 品目により提供できない取扱地域があります。

(注 2) 契約者回線、外国側契約者回線又は取扱地域により料金額が異なります。

#### アクセス回線等に係るもの

#### アクセス回線等 1 回線ごとに

品 目	料金額 (月額)	
10BaseT のもの	1Mb/s	別に定める料金額
	2Mb/s	別に定める料金額
	3Mb/s	別に定める料金額
	4Mb/s	別に定める料金額
	5Mb/s	別に定める料金額
	6Mb/s	別に定める料金額
	7Mb/s	別に定める料金額

	8Mb/s	別に定める料金額
	9Mb/s	別に定める料金額
	10Mb/s	別に定める料金額
100BaseTX のもの	10Mb/s	別に定める料金額
	20Mb/s	別に定める料金額
	30Mb/s	別に定める料金額
	40Mb/s	別に定める料金額

(注1) 役務提供事業者、本邦側の提供地域又は取扱地域(外国)により料金額が異なります。

(注2) 役務提供事業者又は取扱地域(外国)により提供できない品目があります。

## 2 - 2 加算額 (契約者回線に係るもの)

			月額
料金種別	単 位	区 分	料金額 (税込額)
ア 回線終端装置	1台ごとに	64kb/s 用のもの	1,000 円 (1,050 円)
		128kb/s 用のもの	2,000 円 (2,100 円)
		192kb/s, 256kb/s, 384kb/s, 512kb/s, 768kb/s, 1.024Mb/s, 1.5Mb/s 又は 2Mb/s 用のもの	9,500 円 (9,975 円)
		10BaseT 用のもの	11,000 円 (11,550 円)
		45Mb/s 又は 100BaseTX 用のもの	20,000 円 (21,000 円)
イ 配線設備	1配線ごとに	64kb/s の場合	1,000 円 (1,050 円)
		128kb/s, 192kb/s, 256kb/s, 384kb/s, 512kb/s, 768kb/s, 1.024Mb/s, 1.5Mb/s, 2Mb/s, 45Mb/s, 10 BaseT 又は 100BaseTX の場合	2,000 円 (2,100 円)

(注) 上表の加算額については、1の契約者回線について、1の終端ごとに回線終端装置を1台  
(又は配線設備を1配線)として料金額を適用します。

## 2 - 3 配線設備等使用料 (アクセス回線等に係るもの)

アクセス回線等 1回線ごとに	
区 別	料金額 (月額)
10BaseT のもの	別に定める料金額
100BaseTX のもの	別に定める料金額

(注) 国内役務提供事業者により料金額が異なります。

## 第2 マネージドルータサービスに関する料金

### 1 適用

区 分	内 容
(1) 種類に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、別に定めるところにより種類を定めます。
(2) 料金の適用単位	マネージドルータサービスはルータ1台ごとに基本料及びマネージドルータ契約料を適用します。
(3) 増設又は廃止の取扱い	<p>ア 国際IP-VPN契約を締結している契約者が、その国際IP-VPN契約に係るマネージドルータサービスのルータの増設を請求した場合は、「マネージドルータサービスの増設」として取り扱います。</p> <p>イ 国際IP-VPN契約を締結している契約者が、その国際IP-VPN契約にかかるマネージドルータサービスの一部のルータを廃止した場合は、「マネージドルータサービスの廃止」として取り扱います。</p>
(4) 最低利用期間内に国際IP-VPN契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア マネージドルータサービスには、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に国際IP-VPN契約の解除があった場合は、第44条（基本料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、その残余の期間に対応する基本料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内にマネージドルータサービスの廃止等があった場合は、変更前の基本料の額から、変更後の基本料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p>
(5) 契約期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア マネージドルータサービスには、契約期間があります。</p> <p>イ 契約者は、契約期間内に国際IP-VPN契約の解除又はマネージドルータサービスの廃止があった場合は、第44条（基本料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する基本料に相当する額を一括して支払っていただきます。</p>
(6) 解除等に係る料金の取扱い	国際IP-VPN契約の解除又はマネージドルータサービスの廃止が料金月の末日以外の日にあった場合は、第44条（基本料の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、そのマネージドルータサービスに係る当該料金月の月額基本料の支払いを要します。

区 分	内 容
(7) 長期継続利用に係る料金の適用	長期継続利用に係る基本料の適用については、第1の1(適用)の(8)欄を適用します。
(8) 当社によるマネージドルータサービスの廃止の取扱い	ア 当社は、第42条(当社によるサービスの廃止)の規定に基づき、マネージドルータサービスの種類の一部又は全部を廃止することがあります。 イ アの規定によりマネージドルータサービスの種類の一部又は全部を廃止した場合は、そのマネージドルータサービスについて(4)欄のウ、(5)欄及び(7)欄(第1の1(適用)の(8)欄のクの規定を準用する部分に限ります。)の規定は適用いたしません。
(9) サービスの利用に関するその他の条件	マネージドルータサービスを利用する場合は、IP-VPNサービスを利用する必要があります。

## 2 料金額

### 2 - 1 基本料

1台ごとに月額

種 類	料 金 額
当社が別に定める種類	別に定める料金額

(注) マネージドルータサービスの種類により料金額が異なります。

### 2 - 2 マネージドルータ契約料

1台ごとに

料金額
別に定める料金額

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

第1-1 IP-VPNサービスに関する工事費

1 契約者回線に係る工事費

(1) 適用

区 分	内 容
工事費の適用	工事費は、工事を要する契約者回線及びその契約者回線と接続する国際役務提供事業者の本邦側電気通信設備に関する工事費を合算して適用します。
工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <p>ア 回線終端装置に係る工事 回線終端装置の工事を要する場合（パッケージの追加・取替えを含みます。）に適用します。</p> <p>イ 配線設備に係る工事 配線設備の工事を要する場合に適用します。</p> <p>ウ 取扱局内工事 当社のデジタルデータ取扱局内において工事を要する場合に適用します。</p> <p>エ ポート工事 国際役務提供事業者のアクセスポイントにおいて契約者回線の接続等の工事を要する場合に適用します。</p>

(2) 工事費の額

工事の種類	区 分	1の工事ごとに
		工事費の額(税込額)
回線終端装置に係る工事	ア 国際IP-VPN契約の申込みの場合	4,500円(4,725円)
	イ 契約者回線に係る請求の場合	別に算定する実費
配線設備に係る工事	ア 国際IP-VPN契約の申込みの場合	8,000円(8,400円)
	イ 契約者回線に係る請求の場合	別に算定する実費
取扱局内工事	45Mb/s, 10BaseT 又は 100BaseTX の場合	別に算定する実費
ポート工事	64kb/s, 128kb/s, 192kb/s, 256kb/s, 384kb/s, 512kb/s, 768kb/s, 1.024Mb/s, 1.5Mb/s, 2Mb/s, 45Mb/s, 10BaseT	別に算定する実費

	又は 100BaseTX の場合	
備考		
<p>1. 「国際IP - VPN契約の申込み」の場合であって工事の着手後完了前にその国際IP - VPN契約の解除があった場合の回線終端装置及び配線設備に係る工事費の額については、上表の工事費の額にかかわらず「別に算定する実費」とします。</p> <p>2. その契約者回線が国際IP - VPN契約の解除と同時に「国際IP - VPN契約の申込み」を行うこととなる場合の回線終端装置及び配線設備に係る工事費の額については、上表の工事費の額にかかわらず「別に算定する実費」とします。</p>		

## 2 アクセス回線等に関する工事費

工事費の適用及び工事費の額は当社が別に定めるところによります。

## 3 外国側契約者回線に係る工事費

工事費の適用及び工事費の額は当社が別に定めるところによります。

## 第1-2 マネージドルータサービスに関する工事費

### 1 適用

マネージドルータサービスに係るルータの工事を要する場合(設定変更を含みます。)に適用します。

### 2 工事費の額

工事の種類	単 位	工事費の額
ア 国際IP - VPN契約の申込み又はマネージドルータサービスの増設請求の場合	1の工事ごとに	別に算定する実費
イ ルータの設定変更によるもの	1の工事ごとに	別に算定する実費
ウ ア及びイ以外のもの	1の工事ごとに	別に算定する実費

## 第2 線路等設備費（契約者回線に係るもの）

### 1 適用

区 分	内 容
線路等設備費	<p>ア 線路等設備費は、次の設備について適用します。</p> <p>当社がその契約者からの国際IP-VPN契約の申込み又は工事を要する請求に基づき、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）及び建物内において契約者回線を設置するために必要な電気通信設備（その電気通信設備を設置するための管路等を含みます。）の部分（配線盤から回線終端装置までの間の配線設備及び回線終端装置を除きます。）</p> <p>イ 第30条（線路等設備費の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その契約者から国際IP-VPN契約の申込み又は契約者回線の増設請求があった契約者回線について提供を開始した場合は、線路等設備費の支払いを要しません。</p> <p>ただし、その契約者回線について国際IP-VPN契約の解除又は契約者回線の廃止請求と同時に国際IP-VPN契約の申込み又は契約者回線の増設請求を行うこととなる場合は、線路等設備費の支払いを要します。</p> <p>ウ 前イの規定にかかわらず、その契約者から国際IP-VPN契約の申込み又は契約者回線の増設請求があった契約者回線について工事の着手後完了前に国際IP-VPN契約の解除又はその工事の請求の取消しがあった場合は、第30条第3項の規定を適用します。</p>

### 2 線路等設備費の額

区 分	線路等設備費の額
線路等設備費	別に算定する実費

附 則（KVH-D1）

（実施期日）

この約款は、平成17年12月1日から実施します。

附 則（KVH-D2）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供している国際IP-VPNサービスについては、この改正規

定実施日に国際IP-VPNサービスの区分がコース1のものに移行したものとみなして取り扱います。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 ( K V H - D 3 )

( 実施期日 )

1 この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

( 経過措置 )

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 ( K V H - D 4 )

( 実施期日 )

この改正規定は、平成18年6月20日から実施します。

附 則 ( K V H - D 5 )

( 実施期日 )

この改正規定は、平成18年12月1日から実施します。

( 経過措置 )

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 ( K V H - D 6 )

( 実施期日 )

この改正規定は、平成19年6月1日から実施します。

( 経過措置 )

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則 ( K V H - D 7 )

( 実施期日 )

1 この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

( 経過措置 )

- 2 この改正規定により、改正前の「デジタルデータサービス契約約款」は、「国際IP - VPNサービス契約約款」と名称変更します。
- 3 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している「デジタルデータ契約」は、この改正規定実施日において「国際IP - VPN契約」とみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施の際、現に、改正前の規定により提供している「国際IP - VPNサービス」については、この改正規定実施日に「IP - VPNサービス」に移行したものとみなして取り扱います。
- 5 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 6 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

#### 別紙 取扱地域

アメリカ合衆国、英国、ドイツ、フランス、ベルギー、インドネシア、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国、ニュージーランド、フィリピン、香港、マレーシア、インド
--